

むさしの投信積立サービス規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、毎月8・18・28日のうちお客さまが指定されたいずれかの日（以下「振替日」といいます）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「指定買付金額」といいます。）を、お客さまが指定する引落口座から引落とし、お客さまの指定する投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を取得する取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

この規定に定めがない事項については、株式会社 武蔵野銀行（以下「当行」といいます。）の「投資信託自動けいぞく（累積）投資約款」「投資信託振替決済口座管理規定」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」により、取り扱います。

なお、お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款（以下、「当該約款」といいます。）」に基づいて、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）で買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、その他いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

(申込方法)

第2条 お客さまは、以下のいずれかの場合に本サービスを利用できます。

① 当行所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入の上、記名押印し、これを当行の投資信託取扱店（以下「取引店」といいます）に提出し、当行が承諾した場合

② インターネットバンキングにて所定の申込依頼が確定した場合

2 申込みにあたっては、お客さまは「投資信託自動けいぞく（累積）投資約款」に規定する累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合は、この限りではありません。

(買付銘柄の選定)

第3条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。なお、お客さまがつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを対象銘柄とします。

2 お客さまは、対象銘柄の中から1以上の銘柄を指定し（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）、買付けの申込みを行うものとします。

(申込内容の変更)

第4条 お客さまは、振替日の前営業日までに、当行所定の書面により取引店へ申し出ること、またはインターネットバンキングにて所定の変更依頼を行うことにより、申込内容を変更または買付けを中止することができます。

(指定買付金額の引落とし)

第5条 引落口座は、投資信託総合取引約款第4条によりご指定いただいた指定預金口座に限ります。

2 指定買付金額を引落口座から引落とす場合には、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。

3 振替日が当行の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落します。

4 1回あたりの買付金額は、5千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客さまがつみたてNISAでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（指定買付金額から、第6条第4項に規定する買付けの手数料や賦課金（消費税）を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は買付金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような買付金額の指定

はできないものとします。

- 5 年間2回まで、指定買付金額を増額して、引落口座から引落し、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客さまがつみたてNISAでの買付けをする場合には、つみたてNISAで買付けしようとする全銘柄についての前項の指定買付金額と本項の増額金額（第6条第4項に規定する買付けの手数料や賦課金（消費税）を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。
- 6 指定買付金額の引落しについては、振替日の引落口座の残高（総合口座等の貸越可能額および約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落しを実施します。なお、指定買付金額の引落しは振替日の午後3時までに行い、それ以降は行いません。
- 7 同日振替日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が合計引落金額に満たないが、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、当該銘柄の買付を行います。（ただし、買付けする銘柄の指定はできません）
- 8 同日振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

（買付の方法（時期および価額））

第6条 当行は引落日においてお客さまの指定預金口座からの指定買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預かりし、指定銘柄について投資信託自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って買付けを行います。当行は、お客さまからの指定買付金額の受入れをもって、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱います。

なお、引落口座の残高不足等の理由で、指定銘柄の買付けが行われなかった場合は、当行からお客さまへの通知は特に行いません。

- 2 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。
- 3 第1項にかかわらず、市場の休場等により指定銘柄の投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます。）が買付けの申込みの受け付けを中止した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能となった日に引落口座から指定買付金額を引落し、買付けを行います。
- 4 指定銘柄の買付けに手数料や賦課金が必要な場合は、指定買付金額から差し引くものとします。

（投資信託の振替および収益分配金の再投資）

第7条 投資信託の振替および収益分配金の再投資は、それぞれ投資信託振替決済口座管理規定および投資信託自動けいぞく（累積）投資約款に基づき行うものとします。

（取引および残高の通知）

第8条 当行は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細、各指定銘柄の買付預り金および残高については、法令等に定めるところにより定期的に（またはお取引のつど）期間中の銘柄の買付明細および銘柄の買付合計金額、取得合計口数等を記載した取引残高報告書により通知します。

- 2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1年に1回以上取引残高報告書によりお客さまに通知することがあります。
- 3 前項の規定により、お客さまに対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

（対象銘柄の除外）

第9条 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該対象銘柄が償還されることになった場合、もしくは償還された場合
- ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

（本サービスの停止）

第10条 当行は、次にあげる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ② 委託会社の登録取消、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④ その他、第 12 条第 2 項による停止の場合を含め、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 11 条 本サービスは、次条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から H および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から H および第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの開始をお断りするものとします。

(解約等)

第 12 条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の書面により、本サービスの解約を届出たとき、または、インターネットバンキングにて所定の解約依頼が確定したとき
- ② お客さまが指定する指定預金口座を解約されたとき
- ③ お客さまが投資信託振替決済口座または累積投資口座を解約されたとき
- ④ お客さまについて相続の開始があったことを当行が知ったとき
- ⑤ 第 9 条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
- ⑥ 当行が本サービスを営むことができなくなるなど、やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さまと取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、またはお客さまに通知することにより、本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - G 上記 A～F に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - H その他前各号に準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

3 前二項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、お客さまが当該約款に規定する勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更される場合、その変更により新たな非課税管理勘定が設定された日に終了するものとします。同日が第 1 条に定める振替日または第 6 条に定める買付けを行う日に当たる場合は、同日における振替または指定銘柄の買付けは行わないものとします。

(免責事項)

第 13 条 申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

(規定の変更)

第 14 条 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(合意管轄)

第 15 条 この規定に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上